

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2 0 2 4 年) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
番号	区分	番号	区分
略	略	略	略
7	<u>令和6年4月町田市告示第60号</u> に定める町田都市計画金井関山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（次表において「金井関山地区地区整備計画区域」という。）	7	<u>平成2年3月町田市告示第242号</u> に定める町田都市計画金井関山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（ <u>以下</u> 次表において「金井関山地区地区整備計画区域」という。）
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。